

# 離婚の際に称していた氏を称する届(戸77条の2届)記入例

・届出できる場所…届出人の本籍地・所在地(一時滞在地を含みます)  
 ・必要な書類…戸籍謄本(離婚届と同時に届出する場合で添付済みの場合、本籍地の区役所に届出する場合は不要です。)

## 離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

平成 22 年 12 月 1 日届出

神戸市垂水区長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 第 号	長印
書類調査 / 戸籍記載 記載調査 附票 住民票 住民票	

(1) 離婚の際に称する人の氏 <small>(よみかた) 離婚の際に称していた氏</small>	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) この 氏名は	
	甲野 春子 昭和 46 年 9 月 10 日生	
(2) 住所 <small>[住民登録をしているところ]</small>	神戸市垂水区日向1丁目 5 番地 1-202 号	
(3) 本籍	神戸市中央区加納町6丁目 5 番地	
	筆頭者の氏名 甲野 正治	
(4) 氏	変更前(現在称している氏) よみかた この 氏名	変更後(離婚の際に称していた氏) よみかた この 氏名
	甲野	甲野
(5) 離婚年月日	平成 22 年 12 月 1 日	
(6) 離婚の際に称していた氏称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
	神戸市垂水区日向1丁目 5 番地	
	筆頭者の氏名 甲野 春子	
(7) その他		
(8) 届出人署名押印 <small>(変更前の氏名)</small>	甲野 春子 甲野 印	

・離婚届出日と同時又は3か月以内に届出してください。  
 ・3か月を経過した場合は、家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」が必要になります。  
 ・なお、この届をした後、婚姻前の氏に戻りたい場合も、家庭裁判所の許可を得て「戸籍法107条1項の氏変更届」をしていただくこととなります。

住民票上の住所を記入してください。

戸籍謄本のとおりに入力してください。

離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏(現在の氏)を記入してください。

協議離婚は、届出日  
 裁判離婚は、  
 ・調停成立の日  
 ・和解成立の日  
 ・請求の認諾の日  
 ・審判、判決の確定の日

離婚届と同時に届出しない場合で  
 ①すでに届出人が筆頭者で同籍者がいない場合は記入しません。  
 ②婚姻前の親の戸籍に戻っている場合は新戸籍ができますので記入してください。

・離婚で復氏する本人。  
 ・離婚届と同時に届出しない場合は婚姻前の氏(現在の氏)を記入してください。